

鳥取県告示第 273 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 26 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
奥谷正蓮寺線	変更前	鳥取市桜谷字附当191-60地先から同市桜谷 字平田251地先まで	11.8~62.3	1,753.0
		鳥取市桜谷字附当191-31地先から同市桜谷 字平田252-5地先まで	14.0~35.0	894.0
	変更後	鳥取市桜谷字附当191-60地先から同市桜谷 字平田251地先まで	12.0~35.0	985.0
		鳥取市桜谷字平田251-1地先から同字248- 3地先まで	31.1~54.7	200.0